

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 III-4 農協法及び農中法等に係る事務処理 III-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 III-4-10-4 開示に当たっての留意事項 III-4-10-4-4 自己資本の充実の状況等の開示 III-4-10-4-4-2 農中（農中法施行規則第112条第5号二、第113条第3号ハ、第116条第1項及び第2項関係）【農中】 自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率及び最低レバレッジ比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、農中法自己資本開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該	III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 III-4 農協法及び農中法等に係る事務処理 III-4-10 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 III-4-10-4 開示に当たっての留意事項 III-4-10-4-4 自己資本の充実の状況等の開示 III-4-10-4-4-2 農中（農中法施行規則第112条第5号二、第113条第3号ハ、第116条第1項及び第2項関係）【農中】 自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率及び最低レバレッジ比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、農中法自己資本開示告示に従って、以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。また、金融機関は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該

改 正 案	現 行
<p>情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで農中の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかつた事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p>	<p>情報の利用者による経済的な意思決定を変更させる可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで農中の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかつた事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p>
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)
<p>(4) 半期及び四半期ごとの開示事項</p> <p>① 農中法自己資本開示告示第4条に規定する事項につき半期開示、及び同告示第6条に規定する事項につき四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、農中法自己資本開示告示第6条に掲げる農中における四半期の開示事項のうち、第1項第3号、第4号及び第6号から第10号までに掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の5第1項の規定に基づく半期報告書又は金融商品取引所の規則等に基づく四半期決算短信の</p>	<p>(4) 半期及び四半期ごとの開示事項</p> <p>① 農中法自己資本開示告示第4条に規定する事項につき半期開示、及び同告示第6条に規定する事項につき四半期ごとの開示が適切になされる必要がある。なお、これらの開示事項（過去情報も含む。）をウェブサイト上に開示する場合には、その記載箇所を預金者、投資家等の利用者が容易に特定できるようにすることが適当である。</p> <p>また、農中法自己資本開示告示第6条に掲げる農中における四半期の開示事項のうち、第1項第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第12号までに掲げる事項を開示する場合には、対象となる四半期の末日を基準日とする金融商品取引法第24条第1項若しくは第3項の規定に基づく有価証券報告書、同法第24条の4の7第1項の規定に基づく四半期報告書又は同法第24条の5第1項の規定</p>

改 正 案	現 行
<p><u>公表時期に準じて、速やかに行うことが適当である。</u></p> <p>農中法自己資本開示告示第6条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第7号第二面及び第三面に基づいて開示する場合には、<u>同四半期決算短信の公表時期に準じて、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p>他方、これ以外の開示事項については、<u>同四半期決算短信の公表時期に準じて、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p>②・③ (略)</p>	<p><u>に基づく半期報告書の公表後、速やかに行うことが適当である。</u></p> <p>農中法自己資本開示告示第6条に掲げる開示事項のうち、同告示別紙様式第7号第二面及び第三面に基づいて開示する場合には、<u>同四半期報告書の公表後、変動要因の分析に要する時間を勘案しつつ、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p>他方、これ以外の開示事項については、<u>同四半期報告書の公表後、速やかに行うことが望ましい。</u></p> <p>②・③ (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和6年4月1日から適用する。